



前回いただいたご意見等

2021年10月



前回検討会においてご指摘いただいた事項について

指摘事項の整理（案）

1. 検討会の進め方について

2. 支援の在り方について

- ① 各行政機関の役割明確化と分担を促す支援
- ② 地方公共団体職員の知識・専門性向上のための支援

3. 「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の具体的内容について

- ① 地方公共団体実行計画策定の効率化
- ② 目標設定について
- ③ 地域の特徴・分類に応じた内容の検討について
- ④ 実施事業の検討の重要性について
- ⑤ 地域への経済効果の算出・公表について
- ⑥ 脱炭素化に関する取組の有効性の発信等について
- ⑦ 各種項目・分野間における内容の整合性について

4. その他

前回検討会においてご指摘いただいた事項について



1. 検討会の進め方について

- 最初にまず徹底的に論点を出していくべきである。今回環境省からかなり詳細な論点を出していただいているが、実際に検討をするに当たっては、さらに多くの論点が出てくると考えている。
- 後から論点が出てくると議論が戻ってしまうこともあるため、まず委員や事務局、オブザーバーなどから徹底的に論点を挙げ、論点をグルーピングし、議論を進めていくことが必要ではないか。

2. 支援の在り方について

① 各行政機関の役割明確化と分担を促す支援

- 国、都道府県、市町村といった、各主体の役割分担や連携をシステム化することが必要。小規模な地方公共団体の負担をどのように軽減していくかという点で、国や都道府県で対応できる部分はできるだけ国や都道府県で対応し、それを利用して地方公共団体が業務を行っていけるような制度作りが考えられる。
- 複数の政策目的を地域で実現していくにあたっての制度だと考えている。庁内、地方公共団体間、地方公共団体内でどのように連携するかが、計画策定・実行に重要であるほか、各省庁あるいは県の地方の出先機関との連携が現場として非常に重要ではないかと考えている。
- 国の施策として検討・改善すべき事項が多くあると感じている。（中略）再エネの導入を増やす際にFITによらない再エネ導入量の把握が難しいという点を踏まえ、国の統計の整理の仕方なども含め、改善していく必要がある。
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を引き上げるためには一部事務組合の策定率を引き上げることが特に必要であり、実行計画マニュアルでサポートしていけるようにすべき。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）について、全ての市町村に努力義務が課されたのは大きな変更点である。法で努力義務を課す以上、市町村が義務を達成できるような環境整備が必要であり、検討会で議論していく必要がある。

② 地方公共団体職員の知識・専門性向上のための支援

- 地方公共団体職員に知見を蓄積していくかは重要だと感じている。小規模な地方公共団体としては国や県からの支援は非常に役立ったと感じているほか、先進的な取組を行っている地方公共団体との意見交換も取組の手助けになった。
- 計画策定に当たって外部に委託を行うということも多いが、委託先管理や予算が必要であるため、地方公共団体に知見を蓄積していくという観点でも、地方公共団体自身が計画策定できるような体制を整えた事例も、実行計画マニュアルに記載するとよいのではないかと考えている。

3. 「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の具体的内容について

① 地方公共団体実行計画策定の効率化について

- 地方公共団体として促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の認定など新たな取組が加わり、地方公共団体の負担は増加していくと考えている。またその後の認定を進めていくうえで、協議会の運営などもあるため、計画策定をいかにシンプルに行うことができるようにするかが重要だと考えている。
- 地方公共団体で実行計画を策定するにあたり、各地方公共団体が取り組みやすいようコンパクトに整理すべきである。長野県では地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）、適応計画を一体的に取りまとめた。
- 共同策定の方法を活用していただくことが打開策として挙げられるのではないかと。共同策定は現状熊本県熊本市周辺の地方公共団体の事例のみで、あまり普及していない印象を受ける。隣接地方公共団体間、もしくはゼロカーボンシティを宣言する地方公共団体同士、広域連携都市圏の中など共同策定の手法についても普及させていけるような実行計画マニュアルにするべきだと考えている。
- 地方公共団体実行計画の策定に対して、各地方公共団体がスピード感を持って取り組めるようにするべき。

前回検討会においてご指摘いただいた事項について



② 目標の設定について

- 都道府県と市町村の目標の整合性について検討する必要がある。
- 再エネのデータについて地方公共団体でとることができないものがあるため、国からデータを提供していただきたい。

③ 地域の特徴・分類に応じた内容の検討について

- 地方公共団体によって規模や産業、地形など異なるため、地方公共団体の特性に合わせた計画づくりができるような実行計画マニュアルを作るという視点で議論していくべきだと考えている。また、地方公共団体ごとに類型化できると実行計画マニュアルを読む負担が減少すると考えている。
- 計画策定についても、効率的に目標や計画の設定・策定を行い事業に注力できるようサポートするべきである。それに当たって、例えば、地域を特徴ごとに分類し、カテゴリーごとに利用可能なツールを作成するという方法があるのではないか。

④ 実施事業内容の検討について

- 改正温暖化対策推進法において今まで計画を策定していない地方公共団体についても努力義務を課すということになっているが、実行計画マニュアルにおいては実際に取組を行うという部分に力点を置くべきだと考えている。実行計画マニュアルの中に、どのようにすれば事業の実施まで行うことができるか、どのようなツールを使うことで地方公共団体の業務の負担を減らすことができるかということを記載するべき。
- 地方公共団体の負担について、多くの地方公共団体で調査や計画づくりにマンパワーが割かれており、事業実施までいかなない事例が多い。どのようにすれば事業実施にマンパワーを割くことができるかということについて、ツールと地方公共団体の体制作りという観点から意見を述べたい。計画策定とは別に、目標設定やゾーニングの負担を軽減し、事業を実施することについても実行計画マニュアルを作成し、サポートすることが必要だと考えている。

⑤ 地域への経済効果の算出・公表について

- 地域に発生する投資ではあるが、それを地域に落とすには地域主体で、地域で出資・調達する取組の取捨選択が必要である。毎年10億円の投資が地域に発生するのであれば、事業者にとっても予見可能性が高まり、投資をしやすくするという効果もある。このため、再エネの導入量だけでなく、経済効果を目標に加えるべきである。
- 地域貢献について、地域経済効果を考える上で、再エネ導入量の目標と合わせ、地域にどの程度投資があるのかを考えることが、第一歩となる。
- 経済効果について具体的な数値が公表される可能性が有るため、数字を算出するメリットを打ち出す必要がある。

⑥ 脱炭素化に関する取組の有効性の発信等について

- 地方公共団体にとっての取組の意義を実行計画マニュアルに記載する必要があると考えている。取組の意義を文字だけでなく好事例について実行計画マニュアルで伝えていくことが必要ではないかと考えている。
- 新しい取組を行うにあたって、負担はどうしても感じるものだが、取組が地域の役に立つということが大きなエネルギーになると感じている。

⑦ 各種項目・分野間における内容の整合性について

- 区域施策編に求められる内容を考えると、複雑な要請を一つの計画に落とし込むことが求められており、例えば、目標として再エネの導入、地域の環境保全、地域発展を盛り込むこととなっているが、これらの点は利害が対立する場合がある。
- 策定にあたり、地域の長期的な在り方を念頭に置いて策定を行うことが重要であり、ゼロカーボンに向けた計画以外の、例えば都市計画等の計画とも整合性をとることが必要である。

4. その他

- 負担軽減のための実行計画マニュアルやツールを作成してもらうことももちろん重要である一方、地方公共団体側でも必要な業務の取捨選択を行っていく必要があるほか、地方公共団体は調査や報告に多くの時間がかかっているため、その見直しを行っていただければ、新たな取組にチャレンジする余力が生まれると考えている。

地方公共団体実行計画制度の概要

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
 - 計画は以下の2種類で構成。
 - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
 - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）
- ※赤字は、改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）において追加された規定によるもの

<制度の概要>

【事務事業編】

○単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等の措置に関する計画を策定しなければならない。

（策定内容）

- ・ 計画期間
- ・ 地方公共団体実行計画の目標
- ・ 実行しようとする措置の内容
- ・ そのほか地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【区域施策編】

○区域の自然的社会的条件に応じて排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を策定しなければならない。

（策定内容）

- ・ 区域の自然的社会的条件に適した再エネの利用促進に関する事項
- ・ 事業者・住民が温室効果ガスの排出抑制等を行う活動の促進に関する事項
- ・ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便増進、都市の緑地の保全に関する事項
- ・ 廃棄物の発生抑制等の循環型社会形成に関する事項
- ・ **それぞれの施策の実施目標**

地方公共団体実行計画制度の施行状況

(事務事業編)

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市町村は89.2%、一部事務組合及び広域連合は36.6%が策定。

(区域施策編)

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定。策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は32.7%

地方公共団体実行計画策定状況（2020年10月時点調査）

団体区分	団体数	事務事業編 策定団体数・策定率		区域施策編 策定団体数・策定率	
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	60	60	100.0%	60	100.0%
施行時特例市	25	25	100.0%	25	100.0%
その他市町村	1,636	1,459	89.2%	433	26.5%
合計（一部事務組合及び広域連合除く）	1,788	1,611	90.1%	585	32.7%
一部事務組合及び広域連合	1,518	555	36.6%		
合計	3,306	2,166	65.5%		

地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画（案）は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。

